

平成 22 年度あわら市スポーツ振興審議会

と き 平成 22 年 7 月 21 日 (水)
午後 7 時 30 分～
ところ あわら市役所 204 会議室

○○○○○ 次 第 ○○○○

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会長及び副会長の選出について

4 議 題

(1) 第 73 回国民体育大会開催希望種目について

(2) 施設の有料化について

(3) その他

5 閉 会

あわら市スポーツ振興審議会委員名簿

任期：平成22年4月1日～平成24年3月31日

No.	氏名	住所	TEL	性別	区分	備考	前任者・任期
1	戎 利 光	〒 919-0805 あわら市滝61-13-16	27-8705	男	識	福井大学 教育地域科学部教授	
2	細 川 博 治	〒 919-0805 あわら市滝7-21	75-1518	男	識	アスレチックトレーナー	
3	吉 川 勝 雄	〒 919-0621 あわら市市姫二丁目14-3	73-3177	男	社	体育協会副会長	
4	吉 田 昭 博	〒 910-4134 あわら市上番33-38	77-2729	男	社	体育指導委員会副委員長	
5	八 木 秀 雄	〒 910-4105 あわら市舟津31-9-1	78-7777	男	社	スポーツ少年団 指導者協議会会長	
6	北 田 延 子	〒 919-0726 あわら市笹岡20-87	74-1620	女	社	スポーツインストラクター	
7	小 西 幸 栄	〒 910-4142 あわら市河間6-1-25	78-5655	女	社	スポーツインストラクター	
8	赤 神 芳 幸	〒 910-4272 あわら市北潟40-25	79-1210	男	社	生涯スポーツ	
9	林 清 一 郎	〒 910-4144 あわら市中浜32-6	78-5783	男	社	生涯スポーツ	
10	見 澤 美 和 子	〒 919-0817 あわら市坂口10-1	73-3261	女	社	生涯スポーツ	
11	大 田 秀 美	〒 919-0727 あわら市下金屋8-9	75-1687	女	社	生涯スポーツ	
12	見 澤 喜 美 江	〒 910-4272 あわら市北潟40-5	79-1845	女	社	生涯スポーツ	
13	高 橋 研 一	〒 919-0621 あわら市市姫一丁目5-1	73-0149	男	関	市校長会会長 (金津中学校校長)	
14	北 川 慎 司	〒 910-4124 あわら市田中々2-25	77-2101	男	関	市教育研究会体育・保体 部会長(芦原小学校教頭)	
15	志 田 尚 一	919-0692 あわら市市姫三丁目1-1	73-8000	男	関	政策課長	

区分・・・あわら市スポーツ振興審議会条例第4条による

(識)：学識経験のある者 (社)：社会体育関係者 (関)：関係行政機関の職員

○あわら市スポーツ振興審議会条例

平成16年3月1日
条例第132号

(設置)

第1条 スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条第2項の規定に基づき、あわら市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ施設及び設備に関すること。
- (2) スポーツ指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(委嘱等)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会体育関係者
- (3) 関係行政機関の職員

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任することができる。

3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(会議)

第7条 審議会は、委員及び臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、委員及び臨時委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項に関しては、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に第4条の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成18年3月31日までとする。

国体の開催基準

国体の開催基準

(国民体育大会開催基準要項・要項細則 平成21年3月7日 (財)日本体育協会)

- 開催年 毎年開催（都道府県持ち回り）
- 会期 冬季大会：12月～2月末日（5日間以内）
本大会：9月中旬～10月中旬（11日間以内）
- 実施競技
 - ・正式競技（都道府県対抗）
 - ・公開競技
 - ・デモンストレーションとしてのスポーツ行事・文化プログラム（スポーツ芸術、開催県の郷土文化の普及啓発を目的とした文化的催し）
- 会場地 大会の会場地は同一市町村内での開催が原則。
場合によっては、近隣市町村での分散開催、近県施設での開催も可能

国体開催の地域区分と順序

国体は、下記の地域区分において、東→中→西の順に輪番で各都道府県が開催する。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手[H28]、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉[H22]、東京[H25]、神奈川、山梨
中	北信越	石川[H3]、富山[H12]、新潟[H21]、福井[H30]、長野
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜[H24]
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山[H27]
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口[H23]
	四国	香川、徳島、愛媛[H29]、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎[H26]、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

国体の開催までの手続き

項目	提出時期	手続き	必要書類
内々定	特に決まっていない (概ね8~12年前)	「開催要望書」提出 日本体育協会長あて 文部科学大臣あて 日体協→ 申請書提出の 順序了解文書	1. 開催要望書 (知事・教育委員会・体協会長の連名) 2. 県議会(招致)決議書 3. 開催地区体育協会 同意書 中地区: 北信越ブロック 5県 東海ブロック 4県 近畿ブロック 2府4県
内定	大会開催年の 5年前	「開催申請書」提出 日本体育協会長あて 文部科学大臣あて 日体協→ 内定書 ※文部科学省と協議	1. 開催申請書 2. 都道府県議会決議書 (会場市町との競技開催に係る 合意書または契約書が必要) 3. 実施予定競技およびその種類 4. 実施予定競技の会場地と施設概要 5. 大会運営費および施設費の予算書 6. 予定開催地ごとの宿泊可能数調査書
決定	大会開催年の 3年前	日体協→ 決定書 ※文部科学省と協議	※申請書類は特になし ただし、日本体育協会・文部科学省の 現地会場視察あり

昭和63年以降の国体開催実績

	開催年	愛称	開催都道府県
1	昭和63年	京都国体	京都府
2	平成元年	はまなす国体	北海道
3	平成2年	とびうめ国体	福岡県
4	平成3年	石川国体	石川県
5	平成4年	べにばな国体	山形県
6	平成5年	東四国国体	香川・徳島
7	平成6年	わかしゃち国体	愛知県
8	平成7年	ふくしま国体	福島県
9	平成8年	ひろしま国体	広島県
10	平成9年	なみはや国体	大阪府
11	平成10年	かながわ・ゆめ国体	神奈川県

	開催年	愛称	開催都道府県
12	平成11年	くまもと未来国体	熊本県
13	平成12年	2000年とやま国体	富山県
14	平成13年	新世紀・みやぎ国体	宮城県
15	平成14年	よさこい高知国体	高知県
16	平成15年	NEW!!わかふじ国体	静岡県
17	平成16年	彩の国まごころ国体	埼玉県
18	平成17年	晴れの国おかやま国体	岡山県
19	平成18年	のじぎく兵庫国体	兵庫県
20	平成19年	秋田わか杉国体	秋田県
21	平成20年	チャレンジおおいた国体	大分県
22	平成21年	トキめき新潟国体	新潟県

※2巡目以降の開催実績

平成22年以降の国体開催予定

	開催年	愛称	開催都道府県	現在の状況
23	平成22年	ゆめ半島千葉国体	千葉県	開催決定
24	平成23年	おいでませ！山口国体	山口県	開催決定
25	平成24年	ぎふ清流国体	岐阜県	開催決定
26	平成25年	未定(H22夏頃発表予定)	東京都	内定
27	平成26年	長崎がんばらんば国体	長崎県	内定
28	平成27年	—	和歌山県	内々定
29	平成28年	—	岩手県	内々定
30	平成29年	—	愛媛県	内々定
31	平成30年	—	福井県	内々定

国体の開催経費と財源

国体開催にかかる主な経費

○運営費

- ① 開・閉会式の開催経費
- ② 各競技大会の開催経費
- ③ リハーサル大会の開催経費
- ④ その他(事務局運営経費など)

○施設整備費(新設、特設、改修)

- ① 開・閉会式会場の整備費
- ② 各競技会場等の整備費

○競技力向上費

- ① 国体に向けての選手強化費
- ② " 指導者育成費

国体開催の主な財源

○運営費財源(H16~H20先催県平均)

○ 文部科学省補助金 約 3億7千万円

○ (財)日体協交付金 約 1千3百万円
(参加費から)

H22千葉国体では
1,100万円減額

◎ 募金・企業協賛 約 5億8千万円

景況変化により、
近年激減

◎ その他 入場料収入、マスコットキャラ
クターグッズ販売 等

※上記以外については、開催地地方公共団体負担

先催県における国体開催経費

(単位:億円)

開催年	開催地		開催経費	施設整備費	運営費	競技力向上費
	参考	福井 82万人				
H12	富山	111万人	627	509	81	37
H13	宮城	236万人	597	504	64	29
H14	高知	79万人	未公表	185	73	未公表
H15	静岡	380万人	未公表	144	54	未公表
H16	埼玉	708万人	未公表	27	50	未公表
H17	岡山	196万人	未公表	108	47	未公表
H18	兵庫	559万人	未公表	18	66	未公表
H19	秋田	113万人	385	304	44	37
H20	大分	121万人	142	60	52	30
H21	新潟	238万人	未公表	未公表	49	未公表

※開催経費等は各県の公表額

第73回国民体育大会開催準備全体計画（案）

逆年	年度	手続き・業務など	推進組織等			その他
			委員会等	県	市町	
10年前	H20年 (2008)	●開催要望書提出(H19.9.27)[県体協→知事・県議会]		教育庁 スポーツ保健課		
		●県議会で本県誘致を決議(H21.3.17)	国体検討懇話会 ↓ 国体検討結果報告書			
9年前	H21年 (2009)	●開催要請書、福井国体ビジョン提出(H22.2.22) [知事・県教委・県体協会長→日体協・文科省]	国体ビジョン策定委員会 ↓ 福井国体ビジョン			
8年前	H22年 (2010)	内々定 開閉会式 会場地の 選定 ●実施予定競技 の決定	国体準備委員会 準備総合計画策定(1次)	教育庁 スポーツ保健課 新国体推進室		
7年前	H23年 (2011)	●会場地選定 (概ね3年間)				
6年前	H24年 (2012)	◇中央競技団体会場地視察 ●国体開催県議会決議	●競技役員 ●広報 ●県民運動 ●募金・協賛 ●競技用具 ●式典 ●宿泊 ●医事・衛生 ●消防・警察 ●行幸啓 ●会場管理 ●ボランティア ほか			
		●デモスポ競技 の決定 ●会場地選定				
5年前	H25年 (2013)	●開催申請書提出(県議会決議添付) [知事・県教委・県体協会長→文科省・日体協]				
4年前	H26年 (2014)	内定	準備総合計画策定(2次)	組織、体制の 充実・強化	市町・競技団体 連絡会議	市町国体 準備・実行 委員会
3年前	H27年 (2015)	決定 ◇会場地総合視察(日体協・文科省)	国体実行委員会			
2年前	H28年 (2016)		準備総合計画策定(3次)			
1年前	H29年 (2017)		リハーサル大会			
開催年	H30年 (2018)			県実施本部	市町実施本部	
				第73回国民体育大会開催(9月中旬～10月中旬:11日間以内)		
				第18回全国障害者スポーツ大会開催(10月下旬～11月上旬:3日間以内)		

競技施設整備の推進
 県競技方向上対策本部（競技方向上計画）

会場地の選定について(案)

1. 会場地選定に係る基本事項

[日体協 国体開催基準要項]

- ・各競技会の主催は、会場地市町、競技団体、日体協、文科省、県とする。
- ・同一競技は同一市町内での開催を原則とし、分散する場合でも近接する市町で開催する。

[福井国体ビジョン]

- ・国体後のスポーツ振興や県民運動を県内全域に広げ、地域の活性化を図っていくため、県内全市町において、正式・特別・公開競技もしくはデモンストレーションスポーツのうち、最低1競技を開催することを基本とする。
- ・各競技団体の意見を参考にしながら、市町の意向を重視し、地域に根づいているスポーツやボランティア等のソフト面、練習会場を含めた競技施設の整備状況など、様々な条件を総合的に考慮し、早期に決定する。
- ・施設については、県内の既存施設の活用を原則とするほか、多目的施設、学校体育施設、文化施設、民間施設など各種の施設も活用する。
- ・施設整備に当たっては、国体競技会場としての必要十分な機能を確保しつつ、障害者スポーツやユニバーサルデザインに配慮し、国体後の日常的な県民の利用しやすさに主眼を置いた整備を行う。また、国体以降、県民の利用が期待できず、国体に向けて一時的な整備が必要なものについては、仮設による整備を基本とする。

2. 実施予定競技(選定の対象となる競技) ※平成27年第70回大会より実施予定

<正式競技(37競技)>

○毎年実施競技(34競技)

陸上、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

○隔年実施競技(2競技)

なぎなた、トライアスロン

○開催地選択競技(1競技) ※2競技の内1競技を開催地が選択

軟式野球もしくは銃剣道

<特別競技(1競技)>

高等学校野球(硬式、軟式)

<公開競技(4競技)>

ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、パワーリフティング、綱引

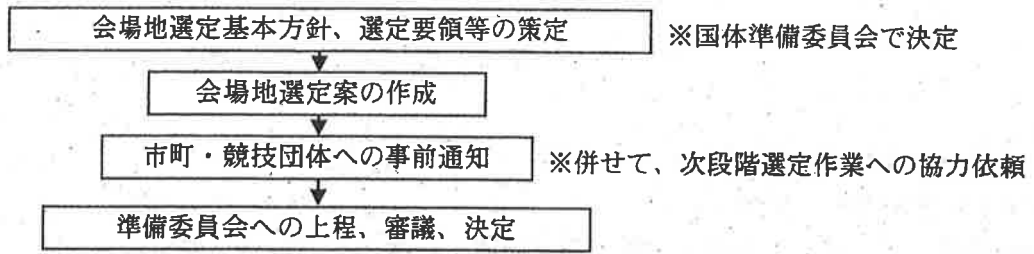
<デモンストレーションスポーツ>

(例)少林寺拳法、バウンドテニス等、県民スポーツ祭開催種目

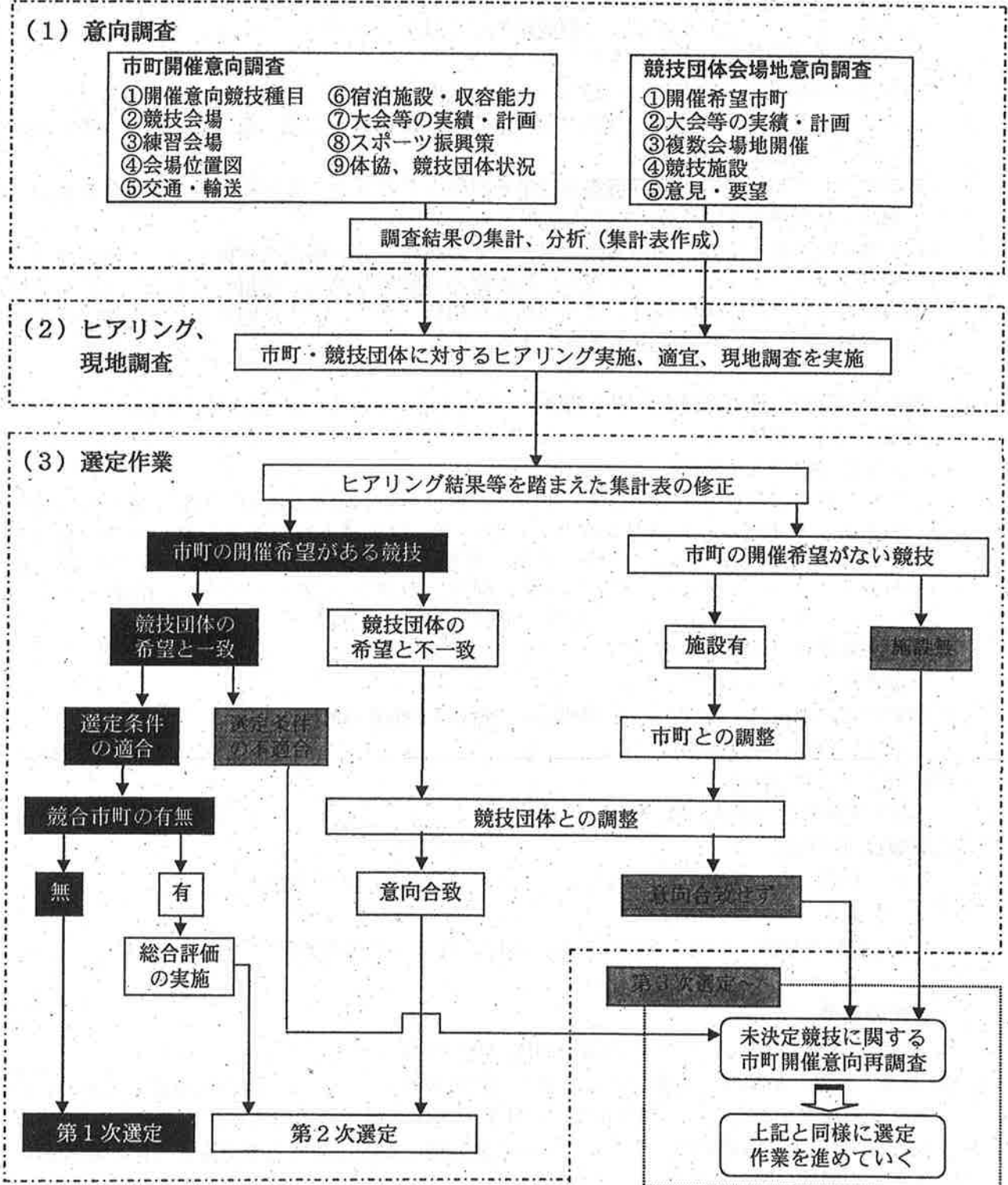
3. 選定の基準

- ① 開催希望競技に関して、市町と競技団体の意向が合致すること
- ② 施設、交通、宿泊など開催に必要な要件(選定条件)について、今後の整備も含めてこれを満たす可能性があること(複数市町での開催で要件を満たす場合も含む)
- ③ これまでの大会開催実績、市町としての当該競技の振興に対する熱意など市町が積極的に当該競技の開催に関わると見込まれること

4. 選定までの手続



5. 会場選定案作成の流れ



1 市単独で会場地が確保できる競技

(1) 屋内競技

種目	基準	会場地	摘要
1 卓球	規定のコート12面(予備コート2面を含む)を設置することができる体育館 1	トリムパークかなづ体育館 (12面) 農業者トレーニングセンター (8面)	2会場地に分離して開催する場合は、各体育館に既定のコート8面を設置する。
2 バドミントン	規定のコート8面を有する体育館 1	農業者トレーニングセンター (8面) トリムパークかなづ体育館 (6面)	2会場に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは12m以上あればよい。

(2) 屋外競技

種目	基準	会場地	摘要
1 カヌー(スプリント)	1 カヌースプリント 日本カヌー連盟が適当と認める幅101m以上を有する500m以上のコース 1 艇庫 1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい)	北潟湖	2会場以上に分かれてもよい。
2 ゴルフ	日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた54ホール(3コース)の施設を有する競技場	芦原ゴルフクラブ (36ホール) 福井国際カントリークラブ (27ホール) 越前カントリー倶楽部 (18ホール) ジャパンセントラルゴルフ倶楽部(18ホール)	2会場以上に分かれてもよい。

2 他市と合同で会場地が確保できる競技

(1) 屋内競技

種目	基準	会場地	摘要
1 バレーボール	屋内コート8面	トリムパークかなづ体育館 (3面) 農業者トレーニングセンター (2面)	2会場以上に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
2 バスケットボール	規定の屋内コート10面	トリムパークかなづ体育館 (1面) 農業者トレーニングセンター (1面)	近接であれば2会場以上に分かれてもよい。

(2) 屋外競技

種目	基準	会場地	摘要
1 テニス	規定のコート 20面	トリムパークかなづテニスコート(8面)	2会場以上に分かれる際は24面とする。
2 ソフトテニス	規定のコート 16面	トリムパークかなづテニスコート(8面)	2会場に分かれてもよい。
3 ソフトボール	規定の競技場8面	トリムパークかなづグラウンド (2面) 国影グラウンド (1面)	2会場以上に分かれてもよい。

国体開催種目基準表

種目	基準	摘要	配慮すべき事項
1 陸上競技	日本陸上競技連盟公認の1種競技場 1	1周400mのサブトラック 1 投てき練習場 1	
2 水	日本水泳連盟公認のプール 1 競泳用50mプール 1(隣接して25m補助プール 1) 2 飛込、シンクロナイズドスイミング用プール 1 (飛込用として10mの固定台と3mの飛板を備えていること) 3 水球用プール 1	左記1, 2, 3は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい	ビデオ判定装置の設置が望ましい
3 サッカー	規定の競技場 芝生7面	2会場地以上に分かれてもよい。 原則、天然芝とするが、1・2回戦はJFA公認人工芝ピッチの使用を可能とする。 ただし、各種別1会場までとする。 準々決勝以上は天然芝とする。	フィールドから障害物までの距離は、6m以上が望ましい
4 テニス	規定のコート 20面	2会場地以上に分かれる際は24面とする。	コートの方角は南北5°に設計することが望ましい コートは砂入り人工芝が望ましい ナイター照明があることが望ましい
5 ボート	1,000mの5コースを有する水路 1 艇庫 1(仮設でもよい) 回送用として1コース程度を付設する水路		
6 ホッケー	規定の競技場 2面		競技場は、人工芝2面とする 防球フェンスは、高さ30cm×長さ111.4mと高さ30cm×長さ65mのものを1対 防球ネットは、高さ5m×長さ40mのものを1対
7 ボクシング	規定のリング2面を設置することができる体育館 1 (床面積:縦40m以上×横35m以上) 検診、計量会場、医療室、グローピング室、選手練習場などの付帯施設		リングの照度は1,600ルクス以上が望ましい(照明は仮設で可)
8 バレーボール	規定の屋内コート8面	2会場地以上に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。	

種目	基準	摘要	配慮すべき事項
9 体操	規定の各器具を設置することができる体育館 1	2会場地に分かれてもよい。	体操競技の競技面の広さは、1,800㎡以上とし、床面から天井までの高さは13m以上が望ましい 照度は1,000ルクスが望ましい
10 バスケットボール	規定の屋内コート10面	近接であれば2会場地以上に分かれてもよい。	オフィシャル席をどちらのサイドにも設置可能にするために、また、プレーに障害のないようにコートの境界線から障害物までは5m以上が望ましい コートの間隔は7m以上が望ましい 照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とし、コートの競技者が直接日光が当たらないよう採光することが望ましい
11 レスリング	規定のマット4面を設置することができる体育館 1	2会場地に分かれてもよい。	マットの余地は4mが望ましい
12 セーリング	日本セーリング連盟が適当と認める水域 1(2海面) ヨットハーバー、艇庫及び競技運営棟(仮設でもよい)		水域は、ハーバーの近くにあることが望ましい 競技海面の外周2kmに陸、島、河川がないことが望ましい ボードセーリング用の砂浜(仮設でもよい)が1km以内にあることが望ましい 自衛艦・巡視艦用の仮泊地が10km以内にあること、-5m以上の岸壁が近くにあることが望ましい
13 ウェイトリフティング	規定のプラットフォーム1面を設置することができる施設 2 ウォーミングアップ場を各施設に1 (8セット以上のバーベルとプラットフォーム) 練習会場 1 (10セット以上のバーベルと練習用プラットフォーム)		会場は、体育館または公会堂的なものとし、フロアの広さは1,000㎡~1,200㎡程度が望ましい
14 ハンドボール	規定の屋内競技場6面	2会場地に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。	屋内競技場の照度は、800ルクス以上が望ましい サイドラインに沿って2m、アウターゴールラインに沿って3~5mの安全地帯を設けることが望ましい 競技場を2面並列する場合は、コート間の距離は7m以上離すことが望ましい
15 自転車	規定の競技場 1 規定のロードレースコース(1周20km~30kmの周回ロードコース)		
16 ソフトテニス	規定のコート 16面	2会場地に分かれてもよい。	コートは、砂入り人工芝が望ましい ナイター照明があることが望ましい

種目	基準	摘要	配慮すべき事項
17 卓球	規定のコート12面(予備コート2面を含む)を設置することができる体育館 1	2会場地に分離して開催する場合は、各体育館に既定のコート8面を設置する。	各チームのベンチをセットするため、中央に2m幅の通路及び周りに最低2m幅の通路を取ることができる体育館が望ましい
18 軟式野球	規定の野球場5面	2会場地以上に分かれていてもよい。 会場地が2以上に分かれる場合は6面とする。	規定の野球場6面が望ましい 両翼90m以上、中堅110m以上が望ましい ナイター照明があることが望ましい 安全上フェンス等にラバーを設置することが望ましい
19 相撲	規定の競技場 1		競技場は屋内であることが望ましい 土機構築には、荒木田土を使用することが望ましい 練習土俵は、6面以上必要で、テントで覆うことが望ましい
20 馬術	障害馬術競技場1面 70m×50m (楕円形でも可) 別途ダービーコースを隣接する。 障害練習場2面(うち1面は競技場隣接) 馬場馬術競技場1面 90m×50m 馬場馬術練習場2面(うち1面は隣接) 厩舎227馬房(1馬房 3m×3m) 隔離厩舎2馬房(1馬房 4m×4m) ホースマネージャー宿舎 47名収容 (各県1名 男女別)	各施設は仮設並びにリースでもよい。	馬場の配置については、一部国際規定その他に定められた以外は、特別な制限はない 候補地の地形、傾斜度により面積、形、配置等を臨機に応用変更して設計することができる 左記の他、馬運車駐車場、家畜衛生防疫舎、厩舎、馬洗場等が必要である
21 フェンシング	規定のピスト8面を設置することができる体育館 1	開催時期により空調施設を有することが望ましい。	木製の床においてもピスト台を敷くことが望ましい ピストの間隔は、5.0m以上。ピストの後方の間隔は、1.5m～2.0mが望ましい 体育館の窓には直射日光を遮断する設備があることが望ましい 競技運営上1会場であることが望ましい
22 柔道	規定の競技場3面を有する柔道場又は体育館 1 試合会場に隣接した練習場 1(150畳程度)	試合場は床面から50cm上げたところに設置する。	
23 ソフトボール	規定の競技場8面	2会場地以上に分かれてもよい。	ナイター照明があることが望ましい 国際規格変更に伴い、本塁から外野フェンスまでの距離が、男子76.20m以上、女子67.06m以上が望ましい
24 バドミントン	規定のコート8面を有する体育館 1	2会場に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは12m以上あればよい。	コートは、全面にコートマットを使用することが望ましい

種目	基準	摘要	配慮すべき事項
25 弓道	規定の弓道場 1 遠的競技場(仮設でもよい)		近的射場と遠的射場は、隣接が望ましい 矢取道は、屋根があることが望ましい。矢道は、芝が望ましい 練習射場を必要とする 観客席正面にも看的板(2射場分)を設置することが望ましい 【近的の場合】射場は10人立以上が望ましい 【遠的の場合】射場は3人立て2射場で、射場の間隔は130cm以上とする 大的の上まで屋根があることが望ましい
26 ライフル射撃	規定のライフル射撃場 (エア・ライフル26射座 1、スモールポア・ライフル24射座 1、ピストル18射座 1、光線銃13射座の体育館 1)	2会場以上に分かれてもよい。 エア・ライフル、スモールポア・ライフルとも電子標的装置とすることが望ましい。	エアライフル、スモールポアライフルの標的は、全て自動表示機とする。 スモールポア・ライフル射場の射線から標的の面までは、芝が望ましい(人工芝も可)
27 剣道	規定の競技場2面を有する剣道場又は体育館 1		競技場の間隔は、3mが望ましい
28 ラグビーフットボール	規定の競技場3面(うち芝生の競技場2面)	2会場以上に分かれてもよい。	コートから障害物までの距離は、10m以上が望ましい。 すべての競技場は、芝生が望ましい
29 山岳	日本山岳協会が適当と認めるリード施設及びボルダリング施設	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設 2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基1会場で実施	ボルダリング競技のウォール設置場所は、屋内とすることが望ましい
30 カヌー	1 カヌースプリント 日本カヌー連盟が適当と認める幅101m以上を有する500m以上のコース 1 艇庫 1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい) 2 カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター 日本カヌー連盟が適当と認める河川 1 艇庫 1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい)	2会場以上に分かれてもよい。	
31 アーチェリー	70mの射程距離を有する施設 1		方位は、標的の面が南向きになるように標的を北側に設置することを原則とする
32 空手道	規定の競技場4面を有する空手道場又は体育館 1		

種目	基準	摘要	配慮すべき事項
33 銃 剣 道	規定の競技場2面を有する体育館 1		試合場区画線から、大会役員・競技役員席及び選手席の距離は、4～5mが望ましい
34 ク レ ー 射 撃	規定の射場トラップ1面、スキート1面		射台とレフェリーの立つ位置、及び操作員の場所は、日光及び雨に対して適当な保護がなされていなければならない。 トラップ及びスキート射撃場は、各2面が望ましい。
35 な ぎ な た	規定のコート2面を有する体育館又は武道館 1		試合場の間隔は3mが望ましい 試合場と競技会役員席の間隔は、4m以上が望ましい 試合場の床の表面は素足で滑らない材質であることが望ましい コートライン以外のラインをなくすことが望ましい
36 ボ ウ リ ン グ	JBC公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下の通りとする。 ・1会場で40以上のレーンを有する場合は、競技日数は5日以内とする。 ・1会場で34～38のレーンを有する場合は、競技日数は6日以内とする。 ・2会場で、それぞれ32以下のレーンを有する場合は、競技日数は5日以内とする。	2会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC認証ピンであること。	
37 ゴ ル フ	日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた54ホール(3コース)の施設を有する競技場	2会場地以上に分かれてもよい。	日本ゴルフ協会のコースレーティングを有するゴルフ場が望ましい 距離 男子 6,600～7,000ヤードを目途とすることが望ましい 女子 6,200～6,400ヤードを目途とすることが望ましい 練習場(打撃、パッティング、アプローチ、バンカー)を有することが望ましい
38 高 等 学 校 野 球	規定の野球場3面	2会場地以上に分かれてもよい。	両翼95m以上、中堅120m以上が望ましい ファウルラインからスタンド又はフェンスまで20m以上が望ましい ナイター照明があることが望ましい フェンス等はラバーを使用することが望ましい

スポーツ施設使用料の見直しについて

【要旨】

公共施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は、10%程度であり、維持管理経費を使用料で賄うには至っておりません。経費の大半は、市民の税金で負担することになり、公共施設を「利用する人」と「利用しない人」との負担の公平性を考え、施設を「利用する人」から応分の負担をしていただくことにより、受益者負担の公平性を確保するものである。

このことから、スポーツ施設使用料を次のように改める。

- 1 市内の利用者が屋内施設を利用する場合、使用料を無料から1時間当たりの使用料に改め、新たに照明料を設定する。
また、市外の利用者が屋内施設を使用する場合、使用料を午前・午後・夜間の区分から1時間当たりの使用料に改め、新たに照明料を設定する。
- 2 市内の利用者が屋外施設を利用する場合、使用料を無料から1時間当たりの使用料に改める。
また、市外の利用者が屋外施設を利用する場合、使用料は午前・午後・夜間の区分から1時間当たりの使用料に改める。
- 3 ナイター施設を利用する場合、利用区分を1時間当たりの使用料に改め、利用者の3分の1以上が市外利用者の場合は、2倍の使用料とする。

学校体育館の開放に関する使用料の設定について

【要旨】

スポーツ施設の使用料見直しに伴い、各小・中学校体育館を利用する場合、無料から有料とするため、使用料を設定する。

- 1 学校体育館を利用する場合の使用料（照明料を含む）を設定する。
- 2 利用者の3分の1以上が市外利用者の場合は、2倍の使用料とする。

スポーツ施設使用料改定資料(案)

1 屋内施設使用料

(単位:円)

施設区分	名称	入場料	利用区分		改正(案)		現行			備考
					使用料	照明料	午前	午後	夜間	
					1時間	1時間・1列				
農業者 トレーニング センター	体育館 (全面)	無料	スポーツ 行事	市内	500	100	無料	無料	無料	(改正(案)) 目的外使用 の場合は、2倍料 金とする。
				市外	1,000	200	3,000	5,000	7,000	
			その他	市内	4,000	500	13,000	15,000	20,000	
				市外	8,000	1,000	26,000	30,000	40,000	
		有料	収益を目的とする		40,000	1,000	60,000	120,000	180,000	
			収益を目的としない		24,000	1,000	45,000	90,000	135,000	
	会議室			市内	200 (300)	/	無料 (700)	無料 (800)	無料 (1,000)	
				市外	400 (600)	/	1,000 (1,700)	1,200 (2,000)	1,500 (2,500)	
	和室			市内	100 (200)	/	無料 (700)	無料 (800)	無料 (1,000)	
				市外	200 (400)	/	600 (1,300)	700 (1,500)	900 (1,900)	
	トレーニング室			市内	50	/	50	50	50	
				市外	300	/	300	500	700	
市民武道館	全面		市内	400	/	無料	無料	無料		
			市外	800	/	2,600	2,600	4,300		
B&G 海洋センター 体育館	体育館(全面)		市内	250	50	無料	無料	無料		
			市外	500	100	3,000	3,000	3,000		
	ミーティングルーム		市内	100	/	無料	無料	無料		
			市外	200	/	200	200	200		
ロッカー(1回)				100	/	100				
B&G 海洋センター プール	プール	中学生以下(個人)	市内	50	/	50	50	50		
			市外	100	/	-	-	-		
		高校生以上(個人)	市内	100	/	100	100	100		
			市外	200	/	-	-	-		
		専用(団体)		市内	1,000	/	3,000	3,000	5,000	
				市外	2,000	/	-	-	-	
ロッカー(1回)				100	/	100				

備考 冷暖房設備を利用した場合は、()内の料金とする。

※ トリムパークかなづ利用者で、市内に住所を有する者及び市内の事業所に勤務する者についても、農業者トレーニングセンターと同額の使用料とする。

2 屋外施設使用料

(単位:円)

施設区分		改正(案)	現行			備考
		使用料	使用料			
		1時間	午前	午後	夜間	
湯のまちグラウンド	市内	400	無料	無料	無料	
	市外	800	3,400	3,400	3,400	
国影グラウンド	市内	500	無料	無料	-	
	市外	1,000	4,000	4,000	-	
本荘ゲートボール場	市内	100	無料	無料	無料	
	市外	200	1,000	1,000	1,000	
剣岳グラウンド	市内	250	無料	無料	-	
	市外	500	2,000	2,000	-	
柿原グラウンド	市内	500	無料	無料	-	
	市外	1,000	4,000	4,000	-	
柿原テニスコート(1面)	市内	100	無料	無料	-	
	市外	200	300	300	-	

3 ナイター施設使用料

(単位:円)

施設区分	改正(案)	現行		備考
	使用料(1時間)			
金津中学校グラウンドナイター施設	2,800	1時間30分未満	4,000	
		3時間未満	8,000	
湯のまちグラウンドナイター施設	2,000	30分未満	900	
		30分以上1時間未満	1,800	
本荘ゲートボール場ナイター施設	300	30分未満	100	
		30分以上1時間未満	200	

備考 上記使用料とは、ナイター使用料及び施設使用料をいう。
尚、利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記の2倍に相当する額とする。

学校体育館の開放に関する使用料設定資料(案)

(単位:円)

区 分	使用料(照明料含む)	
芦原小学校体育館	全面	800
北潟小学校体育館	全面	600
波松小学校体育館	全面	600
新郷小学校体育館	全面	600
本荘小学校体育館	全面	600
金津小学校体育館	全面	800
細呂木小学校体育館	全面	600
伊井小学校体育館	全面	600
吉崎小学校体育館	全面	600
金津東小学校体育館	全面	600
芦原中学校体育館	全面	1,000
金津中学校体育館	全面	1,000

備考 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記の2倍に相当する額とする。